

第5回

マイナンバー保護士認定試験

マイナンバーの適正な運用と安全管理のプロフェッショナルに

マイナンバー保護士は、実務に於いて法を逸脱した様々な行為や管理ミスが発生しないように、担当者を監督する必要があります。



【試験お申込者様 限定キャンペーン】

- ◆ ネット上で模擬試験が受験ができる「SMART 模擬試験」を無料プレゼント
- ◆ 「SMART 合格講座」を6,050円割引で販売中。詳しくはホームページまで

マイナンバー保護士とは…

法人・個人事業主は、雇用している従業員のマイナンバーを集めて管理しますが、その際、事業主にはマイナンバー情報の漏洩を防ぐ義務があります。そこで、担当者にマイナンバー制度の目的や仕組みを徹底理解させるという重要な責務を担うのがマイナンバー保護士です。法人が従業員のマイナンバーを管理する目的は、給与事務、法定調書の作成のためですが、マイナンバー保護士は、実務に於いて、マイナンバーを取得する際に利用目的の通知・公表をすることや、法を逸脱した様々な行為や管理ミスが発生しないように、厳正に業務が遂行されるように担当者を監督する必要があります。なお、今後はマイナンバーの利用範囲が金融や医療の分野などにも広げられる見通しです。最新の動向を理解しておく事もマイナンバー保護士として重要です。

試験日程・概要

試験日時

2021年 **6月20日(日)**

試験時間：10：00 ～ 12：45

申込期間

2021年5月13日(木)まで

※期日前に申込受付を締切の場合がございます。

検定料

11,000円

合格基準

課題1・課題2、いずれも70%以上の正答

出題方式

筆記試験（マークシート方式）

試験会場

全国 オンライン・ライブ受験も同時実施

北海道…北農健保会館
 仙台…学校法人北杜学園
 東京…東京大学
 横浜…岩崎学園
 千葉…千葉経済大学
 埼玉…国際学院埼玉短期大学

名古屋…愛知大学
 津…サン・ワーク津
 大阪…大阪経済大学
 神戸…神戸芸術センター
 福岡…アクロス福岡

※会場はコロナ対応によって、また、実施回によって、中止となったり、変更する場合があります。

いつでも、どこでも、好きなだけスマートに学べる

マイナンバー保護士 SMART 合格講座

【マイナンバー保護士認定試験 講座内容】

- ・ SMART 動画 4時間45分
- ・ SMART 答練 4時間15分
- ・ WEB 模擬試験 2時間30分
- ・ マイナンバーの教科書 付き
- ・ マイナンバー保護士認定試験 学習テキスト 付き

【受講料】 21,780 円 → **試験と同時に申し込みで 15,730 円**

【詳細・申込】 https://www.joho-gakushu.jp/smartinfo/k_cmo/



講師：弁護士 坂東利国

全情協が実施している各種検定試験



情報セキュリティ管理士認定試験

情報セキュリティリスクと対策に精通したエキスパートを認定



情報セキュリティ初級認定試験

情報化社会の必須知識！セキュリティ対策の基本知識の理解



インバウンド実務主任者認定試験

インバウンドビジネスを有利に展開するために必須の資格



個人情報保護士認定試験

法改正により全ての事業者に個人情報保護法が適用されます。



個人情報保護実務検定（1～2級）

個人情報保護法の理解と保護の実践力を身につける



マイナンバー実務検定（1～3級）

マイナンバー制度を理解し、適正な取扱いをするための資格



企業危機管理士認定試験

企業危機マネジメントのプロを養成する資格



働き方マネージャー認定試験

働き方改革の概要を学ぶ上級クラスの資格



働き方マスター試験

働き方改革の概要を学ぶ中級クラスの資格



労働法務士認定試験

人事・労務・法務などで必須の労働法に精通したエキスパートを認定



認定ハラスメント相談員Ⅰ種試験

ハラスメントを未然に防ぐ為の頼れるエキスパートを養成する資格



ハラスメントマネージャーⅠ種認定試験

ハラスメントの基礎知識から管理体制の構築を行う実務能力を認定



観光検定

観光に関するあらゆる知識、水準を級とポイントで評価



女性活躍マスター試験

ダイバーシティ・マネジメントと、活躍したい女性を応援するための試験

お申込みはホームページから ▶

<https://www.my-number.or.jp/officer/>

マイナンバー保護士

検索

■試験に関するお問合せ

03-5276-0030



一般財団法人

全日本情報学習振興協会

東京都千代田区平河町2-5-5 全国旅館会館ビル1F

TEL:03-5276-0030 FAX:03-5276-0551

E-Mail: joho@joho-gakushu.or.jp

<https://www.joho-gakushu.or.jp/>

マイナンバー保護士は、法・制度及び取扱実務に精通するとともに、安全体制、すなわち各種の安全管理措置を施す必要があります。

マイナンバー実務検定とマイナンバー保護士の差異と特徴

マイナンバー実務検定の1・2級は、いわゆる「マイナンバー法」及び「ガイドライン」に関する高い知識、そしてマイナンバー制度におけるマイナンバーの取扱実務の知識を求めています。

これに対し、マイナンバー保護士は、法・制度に精通することはもとより、実務に於いて、厳正に業務が遂行され、法を逸脱した行為が行われないように、担当者を管理・監督する業務となります。

同時に、マイナンバー保護士は従業員等から取得したマイナンバーの保管にあたって、マイナンバーの記載文書を金庫に入れるなどの「物理的セキュリティ」、不正アクセスや人的ミス等で漏洩しない「技術的セキュリティ」を施さなければなりません。

また「組織的安全管理措置」を強化して組織体制を整備すること、教育や管理・監督を行う「人的安全管理措置」も極めて重要となります。

マイナンバー保護士はこれらの安全管理措置業務が重要なテーマとなります。

試験内容

マイナンバー保護士認定試験　《概要》		
出 題 分 野		
課題1	1 マイナンバー法の理解	1 番号利用法の背景・概要
		2 総則
		3 個人番号
		4 個人番号カード
		5 特定個人情報の提供
		6 特定個人情報の保護
		7 特定個人情報の取扱いに関する監督等
		8 機構処理事務の実施に関する措置
		9 法人番号
		10 雑則・罰則
課題2	2-1 マイナンバー制度の実務	1 従業員とマイナンバー
		2 企業取引とマイナンバー
		3 個人事業主とマイナンバー
		4 銀行・証券会社とマイナンバー
		5 不動産取引とマイナンバー
		6 その他の事業者とマイナンバー
		7 個人とマイナンバー
		8 マイナンバーカードの利活用
	2-2 マイナンバーの安全管理措置	1 マイナンバー利用における脅威
		2 安全管理措置の検討手順
		3 基本方針・取扱規定の策定
		4 マイナンバーの組織的安全管理措置
		5 マイナンバーの人的安全管理措置
		6 マイナンバーの物理的安全管理措置
		7 マイナンバーの技術的安全管理措置
		8 特定個人情報の漏えい時の対応
合 格 点		課題1・課題2、いずれも 70%以上の正答
試 験 時 間		150 分
検 定 料		11,000円

※その他、詳しい試験内容につきましてはホームページをご覧ください。

本試験の参考書籍

【第1課題対策 参考書籍】



【新版】
マイナンバー
の教科書
著：弁護士 水町 雅子
¥2,200



【新版】
マイナンバー実務検定
精選過去問題集
1級 2級 各¥1,980

【第2課題対策 参考書籍】



マイナンバー保護士認定試験
学習テキスト
課題2-2 マイナンバーの安全管理措置
+ 課題2-1 マイナンバー制度の実務 資料
著：弁護士 坂東 利国
¥1,650

書籍のご購入はアット・インダスショップにて

<https://www.indus.co.jp/shop/>

全国の書店でも好評販売中

マイナンバー保護士認定試験 過去問題に挑戦

- 問1. 個人番号の利用制限に関する以下のアからエまでの記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。
- ア. 事業者が、従業員から提出された扶養控除等申告書に記載されている個人番号を、当該従業員の源泉徴収票作成事務のために利用しようとする場合、利用目的の変更が必要であり、本人への通知等を行わなければ利用することはできない。
- イ. 事業者が、従業員の雇用形態がアルバイトから正社員に変わり、当初取得した個人番号を、正社員となった当該従業員のために当初の利用目的の範囲内で利用しようとする場合、利用目的の変更が必要であり、本人への通知等を行わなければ利用することはできない。
- ウ. 事業者が、定年退職者の再雇用契約が締結され、前の雇用契約を締結した際に給与所得の源泉徴収票作成事務のために提供を受けた個人番号を、後の雇用契約に基づく給与所得の源泉徴収票作成事務のために利用しようとする場合、利用目的の変更は不要であり、本人への通知等を行わなくても利用することができる。
- エ. 事業者が、雇用契約に基づく給与所得の源泉徴収票作成事務のために提供を受けた個人番号を、雇用する従業員の福利厚生の一環として、財産形成住宅貯蓄や財産形成年金貯蓄、職場積立NISAに関する事務のために利用しようとする場合、利用目的の変更は不要であり、本人への通知等を行わなくても利用することができる。
- 解答：ウ
- 問2. 事業者は、安全管理措置として「個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄」を講じなければならない。この安全管理措置に関する以下のアからエまでの記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。
- ア. 特定個人情報等が記録された機器及び電子媒体等を廃棄する場合、記録媒体の管理情報を消去するため初期化する手段を採用する。
- イ. 特定個人情報等を取り扱う情報システム又は機器等において、特定個人情報ファイル中の個人番号又は一部の特定個人情報等を削除する場合、容易に復元できない手段を採用する。
- ウ. 特定個人情報等が記載された書類等を廃棄する場合、焼却又は溶解、復元不可能な程度に細断可能なシュレッダーの利用、個人番号部分を復元不可能な程度にマスキングすること等の復元不可能な手段を採用する。
- エ. 個人番号若しくは特定個人情報ファイルを削除した場合、又は電子媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保存し、これらの作業を委託する場合には、委託先が確実に削除又は廃棄したことについて、証明書等により確認する。

解答：ア

※本リーフレットは、協会ホームページよりPDFにてダウンロード頂くことができます。社内回覧などにご利用下さい。

<https://www.my-number.or.jp/officer/>

■お問合せ先
03-5276-0030

一般財団法人
全日本情報学習振興協会
東京都千代田区平河町2-5-5 全国旅館会館ビル1F
FAX:03-5276-0551